

中国職務発明の認定
～対外的に公開していない技術資料の取り扱い～
中国特許判例紹介(53)

2016年3月10日

執筆者 弁理士 河野 英仁

酢酸繊維公司

原告

劉向建

被告

1. 概要

中国における職務発明については専利法第6条に規定されている。

専利法第6条

所属機関又は組織の任務を遂行し又は主として所属機関又は組織の物的技術的条件を利用して完成させた発明創造は職務発明とする。

すなわち、職務発明は会社から命じられた任務に基づきなされた発明と、任務とは別に会社の物的技術的条件を利用してなされた発明との2つに分けられる。

本事件では会社内の技術資料を利用してなされた発明が、後者の職務発明に該当するか否かが争点となった。

広東省高級人民法院は、会社内の資料は対外的に公開されていない技術資料であると認定し、被告がなした特許出願に係る発明は職務発明に該当するとの判決¹をなした。

2. 背景

(1)特許の内容

劉向建氏（被告）は2006年12月22日、個人の名義で国家知識産権局に「アセトンの吸着床を回収するのに用いる低温遅延解析方法及びアセトン回収装置」と称する発明特許出願を行った。出願番号は200610124343.4である。

¹広東省高級人民法院判決（2011）粵高法審監民再字第60号

(2) 訴訟の経緯

被告は、1995年11月9日酢酸繊維公司(原告)に入社し、操作工として勤務していた。2005年12月27日、被告は原告の漿液調合及びアセトン回収研修班に参加した。原告が提供した研修要綱に記載された今回の研修内容は、「漿液調合技術、アセトン回収技術、一般化工単元操作」の3つの単元である。その中でアセトン回収技術単元は、アセトン蒸留回収、重要技術パラメータ及び制御、重要設備操作及びメンテナンス等の内容を含んでいた。

2006年12月22日、被告は個人名で知識産権局に、「アセトンの吸着床を回収するのに用いる低温遅延解析方法及びアセトン回収装置」とする発明特許出願を申請した。原告は、被告の出願した発明は職務発明であり原告に帰属するとして珠海市中级人民法院に提訴した。珠海市中级人民法院は、本発明は被告が主に原告の対外的に公開されていない技術資料を利用して完成させた発明創造であると判断した。そして、被告の当該発明は職務発明創造に該当し、該発明創造の申請権は、原告に属するとの判決²を下した。被告は当該判決を不服として広東省高级人民法院へ上訴した。

3. 中级人民法院での争点

争点: 被告の発明が職務発明に該当するか否か

4. 中级人民法院の判断

争点: 被告は対外的に公開されていない技術資料を利用して発明を完成させており職務発明に該当する。

本件の争点は、201610124343.4号発明特許の申請権の帰属問題にある。

専利法第6条第1項は以下のとおり規定している。

専利法第6条

所属機関又は組織の任務を遂行し又は主として所属機関又は組織の物的技術的条件を利用して完成させた発明創造は職務発明とする。

この物的技術的条件については、実施細則第11条第2項に定義がなされている。

実施細則第11条第2項

²珠海市中级人民法院判決 (2007)珠中法民三初字第18号

特許法第 6 条にいう所属機関又は組織の物的技術的条件とは、所属機関又は組織の資金、設備、部品、原材料、又は対外的に公開していない技術資料などをいう。

2005 年 12 月 27 日、被告は原告の漿液調合及びアセトン回収研修班に参加した。原告が提供した研修要綱に記載された今回の研修内容は、「漿液調合技術、アセトン回収技術、一般化工単元操作」の 3 つの単元である。ここで、アセトン回収技術単元はアセトン蒸留回収、重要技術パラメータ及び制御、重要設備操作及びメンテナンス等を含んでいる。

2006 年 12 月 22 日、被告は個人名で知識産権局に、「アセトンの吸着床を回収するのに用いる低温遅延解析方法及びアセトン回収装置」とする発明特許出願を申請した。上述の事実が発生した時間から見れば、被告が漿液調合及びアセトン回収研修班に参加したのは、発明特許出願よりも前である。

内容から見れば、被告が参加した研修内容は、アセトンの吸着・解析、アセトンの蒸留回収、重要技術パラメータ及び制御、重要設備操作及びメンテナンス等のアセトン回収技術を含み、被告が申請した特許の名称は「アセトンの吸着床を回収するのに用いる低温遅延解析方法及びアセトン回収装置」であり両者は一致する。

そのため人民法院は、被告が出願した発明特許と、原告の研修内容とは関連性を有すると判断した。被告はかつて原告との間で守秘合意にサインしており、「原告に採用されている期間はその得た如何なる技術、技術秘密についても守秘し、かつ、工場及び事務室以外の場所でその獲得した上述の技術及び技術秘密を漏らすまたは使用してはならない」旨承諾している。当該守秘合意の規定に基づけば、被告が研修期間に得た如何なる技術及び技術秘密も守秘範囲に属し、また被告の外部に公開されていない技術資料に属する。これに基づけば、被告の発明は原告の外部に対して公開していない技術資料を利用したということが認定できる。

一審期間において、被告は「パイプたばこ用製造工職業標準研修班教材」を提出し、被告が使用した資料は公開された教材であると主張した。「パイプたばこ用製造工職業標準研修班教材」は国家たばこ専売局職業技能鑑定指導センターが 2004 年 4 月に編集したものであった。また書籍上には、「珠海酢酸繊維有限公司資料室」の印が捺印されており、当該教材は、南通酢酸繊維有限公司、昆明酢酸繊維有限公司、珠海酢酸繊維有限公司が共同で編集したものであり、出版番号及び出版会社の記載はなく、ある部分の章には、「アセトンの吸着及び解析知識と技能、アセトンの蒸留分離知識と技能」、「アセトンの抽出知識と技能」の内容がある。

人民法院は、当該教材の名称及び発行状況から、「パイプたばこ用製造工職業標準研修班教材」は公開發行されていない非正式の出版物に属すると認定した。さらに、当該教材の編集状況から、原告酢酸繊維公司是、該教材の主要作成者であり、当該証拠の出所から被告は、原告の資料室から獲得したものであり、公共ルートで獲得したものではないと認定した。

以上の理由により、広東省高級人民は、被告が出願した発明内容は職務発明に該当すると判断した。

5. 結論

広東省高級人民は、被告がなした発明は職務発明に該当するとした珠海市中级人民法院の判決を支持した。

6. コメント

本事件のように、本来の職務とは別になされた発明が職務発明に該当するか否かをめぐる紛争は多い。この場合、従業者が会社の物的技術的条件を利用して発明したか否か、特に対外的に公開されていない技術資料を利用したか否かが争点となる。従業者に提供する資料については対外的に公開していない資料であるか否かを明確に切り分け、紛争時の証拠として明確となるよう資料中に非公開資料であることを記載しておくべきである。

なお、第4次専利法改正案では2つ目の物的技術的条件を利用した発明は、当事者間で約定がある場合に限り職務発明となり、約定がない場合従業者の発明となる取扱となるため注意が必要である。

以上